

# 大月町中間管理住宅第10号（姫ノ井地区）の入居者募集要綱

大月町中間管理住宅の入居者を次のとおり公募します。

## 1. 物件情報

住宅名	所在地	募集戸数	規格	家賃及び敷金
中間管理住宅 第10号 (姫ノ井地区)	大月町姫ノ井 1314番地4	1戸	3LDK LDK(16帖)、洋室(6帖)、洋室(6帖)、 洋室(6帖)、納戸(8帖) 浴室、洋式便所、洗面・脱衣所	家賃 40,000円 敷金 120,000円 (敷金は家賃3ヶ月分)

2. 入居時期 随時入居可

## 3. 申込資格

中間管理住宅に入居できる者は、その者及び同居者に租税公課の滞納がなく、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ① 町外から転入して、町内に居住しようとする者
- ② 町内に住所を定めた日から1年を経過しない者で、継続して居住する意思のある者
- ③ 現に町内に居住している者で、原則として新婚世帯又は子育て世帯であり、継続して町内に居住する意思のある者

※中間管理住宅の移住定住者支援住宅の賃貸借期間は、契約締結の日から起算して2年以内とする。ただし、町長及び入居者は、協議の上、期間満了日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約を締結することができる。

## 4. 申込受付期間及び受付場所

### ① 期間

随時入居可

受付時間は、午前8時30分～午後5時15分まで（但し、土曜日、日曜日、祝日は除く）

### ② 場所 大月町役場 総務課危機管理室 住宅管財係

### ③ 申込書類

- 1) 中間管理住宅入居申込書
- 2) 入居する世帯全員の住民票、所得証明書、納税証明書
- 3) 障がい者のいる場合は、それを証明する証明書又は手帳のコピー

## 5. その他の注意事項

- ◎ 先着順に審査し、入居が決まり次第締め切ります。
- ◎ 入居決定後に、連帯保証人2名が必要となります。（保証限度額は家賃の12ヶ月分）

※連帯保証人の条件として、所得基準が入居者と同等以上であること、地方税等の滞納がないことなどがあります。

### 【お問い合わせ】

大月町役場 総務課危機管理室 住宅管財係 ☎ 0880-73-1140